

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に係る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会）のとおりとする。

1 変更認可（第125条第1項）

※標準処理期間120日